

第13期 松戸市緑推進委員会

第2回委員会

1. 日時 令和6年10月9日(水) 14:00~16:00

2. 場所 松戸市役所 市民サロン (新館5階)

3. 出席者

○緑推進委員

柳井重人・平岡 考・茂木もも子・河合直志・藤田博美・藤田 隆
・榎谷有三・河野芳久・小松信春・滝本 実・南部 朗

○松戸市

小倉慎一 (街づくり部長)
保木正継 (街づくり部審議監)
横田雅一 (公園緑地課課長補佐)
田辺久人 (みどりと花の基金事務局長)

○兼事務局(みどりと花の課)

三末容央(課長)・木原 茂(補佐)木村高德(補佐)・中山 茜(主査)・
岩田 昇(主査)・日笠朋美(技師)・今井涼太(技師)

○その他

国際航業株式会社 会場3名、オンライン1名

○傍聴 0名

事務局より本委員会の成立について、委員人15名中11名の出席により成立している旨報告あり。

4. 議事次第

1 開会

2 会長選出

3 議事

- 1) 前回委員会の議事要録の確認について
- 2) 「フォレスト・マネジメントの仕組みづくり」について
- 3) サロン部会について
- 4) 里やまボランティア入門講座について

- 5) その他
4閉会
(事務連絡等)

議事1) 議事要録の確認について

会長

事前に送付した第1回委員会の議事要録について、事務局より修正点の説明をお願いします。

事務局

事前配布した議事録の25ページ14行目になります。資料1の赤で印をつけている部分の発言者を滝本委員から榎谷委員へと修正しています。

会長

この修正点を含めて意見はあるか。無ければこれを議事要録とする。

——承認——

議事2) 「フォレスト・マネジメントの仕組みづくり」について

会長

事務局から説明をお願いします。

事務局

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

資料1として、第1回委員会議事録の修正資料

資料2として、推進委員会スケジュール

資料3として、樹林地の基準事例

資料4として、里やまボランティア入門講座に関する案内

資料5として、あそびの森 in 囲いやまのチラシ

参考資料として、前回と同じ「フォレスト・マネジメントの仕組みづくり」をお配りしています。

それでは、フォレスト・マネジメントの仕組みづくりについてご説明させていただきます。

まず「フォレスト・マネジメントの仕組みづくり」の土台づくりとして、樹林地台帳を今年度中に作成する予定でございます。

本日は、その作成の大前提となります、樹林地の定義について議論し、できる限り早急に整備を進めて参りたいと事務局は考えております。

事務局

諮問事項となっている「フォレスト・マネジメントの仕組みづくり」について改めて簡単に説明します。本日の資料の最後に前回お配りしたものと同様の資料を参考につけています。こちらは基本計画では90ページに記載のあるものになります。このフォレスト・マネジメントを簡単に説明すると「松戸市に残された樹林地を適正に維持・管理して残していく方法を考える」ものになりますが、事務局ではいくつかのプロセスで考えています。

資料2をご覧ください。こちらに現時点で事務局が考えているフォレスト・マネジメントを始めるまでのプロセスとスケジュールが書かれています。フォントの赤い部分は事務局での作業となりますので、黒いフォントをご覧くださいただければと思います。

本日の委員会が第2回目となります。

この先のスケジュールとしては、まずマネジメントの対象となるフォレストの部分抽出していきま。樹林地を松戸市の中から抜き出してデータに表現した台帳を作成します。樹林地を抽出するために、樹林地の定義を決定する必要があります。

この樹林地の定義を基に対象を抽出して、解析データを整備。最終的に令和6年度末に台帳が委託の成果品として松戸市に納品されます。

委員会としては定義決定の後に、フォレスト・マネジメントのための評価項目、評価基準、評価軸、評価比重、などを考えていただき「こんな切り口で評価したらいいんじゃないか」といったことを議論していただき、ある程度議論が煮詰まってきたら、それをシステムの中で運用してみて「この評価をすると、この樹林地が抜けてしまう」「この樹林地よりも、あの樹林地の方が高評価となってしまう」など、試行的なトライアルをして精度を上げて、議論を詰めていくことを考えています。

次に考えることは支援メニューの検討になります。

ここでは樹林地に対しての補助金であったり、ボランティアさんとのマッチングだったり、実際にどんなことをしていくといいのかを考えていきます。

行政側でお金のかかるもの、人手のかかるものに関しては、予算措置が必要になってきますので、それがどれぐらいのものになるのか推し量って、最終的には「いくらかかります」という金額を予算として要求することになります。

こちらのスケジュールは今現在、事務局で想定しているものとなりますので、これが令和8年度に予算要求となるか、もっと時間をかけて議論を詰めて、それから予算要求となるかは今後の議論の流れや進捗に左右されるものと思われます。

今年度、データの解析や台帳作成について業者さんと契約しています。その委託期間が今年度末までになりますので、次回の委員会的时候には定義を決定していただき、データの抽出、整理、台帳整備、などの作業を今年度で終えて、成果品として台帳を納品してもらいた

と思います。忙しい感じにはなってしまいますが、スケジュールに合わせていただければと思います。

最初に検討いただきたい「樹林地」については、ハッキリとした定義が現状ないものになりますので、「松戸市としてはこれが樹林地ですよ」と言ったものが、そのまま松戸市の樹林地の定義となります。

参考までに資料3に、他自治体の「樹林地に近いもの」の定義や、保全の施策対象となる基準をいくつか抜粋して一覧表にしています。

例えば一番上の川崎市では、「樹林地というものは、面積が300㎡以上で、その状況としては平均の高さ5メートル以上の木が10㎡に一本以上ある」というような定義をしております。

一方で新宿区では「100㎡以上のものを抽出」となっていますので、そこだけ見ても自治体の違いが出ていることが分かるデータとなっているかと思います。

具体的に基準となる項目や数値などの決まりがないので、各自治体の考えで表現も違いがあります。

保全施策の対象については、松戸市を例にしますと、緑の条例に基づいた「特別保全樹林地地区」や「保全樹林地地区」の指定をして補助金を出しているというような施策の対象となる基準となります。現行の施策では「保全樹林地地区」の指定に300㎡以上という基準があります。

同じように各自治体で独自の施策対象基準がありますので、いくつか抜粋しています。

こちらは参考資料ではありますが、これと同じものにする必要はなく、「松戸市ではこう考えます」という基準を検討いただきたいと思います。自由に決められる分、考える項目が多くて大変な作業になると思いますが、「フォレスト・マネジメントの仕組みづくり」に欠かせない作業となります。ご検討の程、よろしくお願いいたします。

会長

まず今の説明に対して質問はありますか。

評価した結果どうなるか、最終的にどういうイメージになるか、それがないと議論にならないと思いますので、事前打合せで話した川崎市の例について説明をお願いします。

事務局

資料の配布が間に合いませんでしたので、スクリーンで説明させていただきます。

川崎市では抜き出した樹林地について、1,000㎡以上のものを評価に応じてA～Cの3つのランクに分けています。「最も優先的に保全を図るべき緑地」となるAランクに対しては特別緑地保全地区に指定し行政で買取ることを保全施策としています。

こちらの保全メニューについても、今後は松戸市のものを検討していくものとなります。

会長

私の方から補足します。松戸市は、これまで一生懸命樹林地の保全に取り組んできたという実績があります。矢切の斜面林であったり、色んなところを保全してきました。

それから、里やまボランティア入門講座が始まってから 20 年以上、樹林地を保全するための維持管理作業をするための担い手を育ててきたという実績があります。

ところが実態としては、貴重なみどりが色んな状況の中で減っているという現状があります。ここ最近ですと、秋山の森という秋山駅の近くにある市街化調整区域の森が所有していらなくなってしまうました。結構ショックな出来事で、あれだけ活用されたり、保全団体が活動していたりする樹林地は残していきたい。きちんと土地として、緑地として確保していかなくちゃいけないという強い意志があるということです。

そのためには、保全施策を講じなければいけないし、支援のメニューも充実させなければいけないし、市民団体も育てていかなくちゃいけない。という状況にあります。

その保全施策を講じる上で、色んな法制度が活用できることがあります。国の制度でいうと、都市緑地法の特別緑地保全地区がありまして、その事例には、だいたい松戸市が出てきます。これは緑地を現状凍結的に保全するもので、制度としては永続的なものなので担保性が高いものになります。

他にも市民緑地認定制度だとか、市の条例でいくつか保全に関わる条例もありますけど、それには強さがあって、特別緑地保全地区にしてすごく一生懸命保全しようとするれば、買い取りの請求があったときに、買い取らなくちゃいけないとか、しっかり保全する分お金もかかる状況になります。

今度の都市緑地法の改正で、特別緑地保全地区を 2030 年度までに 1,000 ha の増加という数値目標が出ています。機能維持増進という言葉にもスポットが当たっているタイミングで、松戸市としてどうするかという状況にあるということです。全部買い取ればいいんですけど、お金の限界もあるしそういうわけにはいかない上に、買い取るだけが保全施策というわけでもないと思います。色んなメニューがあると思いますけど、適切な保全をするために、適切な方法・施策を投入しなければならない。今までは何となくこの樹林地は大事ですよとやってきたところに対して、本当にそうなのか、その樹林地がどういう意味を持っている、どういうふうに保全したらいいのかということを考えなくちゃいけない。そのためには、評価をしようということなんです。

先ほど説明のあった川崎市がその先行事例になっています。川崎市のホームページを見ると、やっていることを見れますが、その松戸版というか、松戸スタイルというか、そういった松戸に合ったものを考えていくことになります。樹林地の把握の仕方だったり、評価だったり、それに合わせた施策の導入を考えていこうということです。

そのためには評価をしようと、松戸市の樹林地をピックアップして、どういう状況になっているのか評価していこうということを、この 2 年半かけてやろうということになって、そのためには、台帳を作らなくちゃいけない。

元々台帳もないので、そのデータベースを作るときから始めなきゃいけないのですが、そのデータベースを作るために、そもそもデータベースに載せる樹林地はどのようなものにしようか。というのが今日の議論となります。

同じような議論を色んな自治体で取り組んでいるような状況ですけども、松戸市らしいあり方を考えたい。他の自治体とは違うので、川崎市は川崎市のやり方があるし、それとは違うので、松戸市らしい評価をしていかなければならないということです。

その前提として、そのピックアップする樹林地をどうするか話すというのが今日の主旨になります。

参考資料を横目に見ていただきつつ、資料2を見ていただいて、どういったものを松戸市では台帳に載せるか、それが樹林地なのか緑地なのか、ご意見いただきたいと思います。面積というのはポイントになると思いますが、みどりの基本計画にある緑被率を見ると、技術的には1㎡くらいでも拾うことができると思います。ですが、保全の対象とか施策と関係してくるので、1㎡ずつピックアップして全部を評価していくわけにはいかないもので、どのくらいにしようかということがまず1つあるかなと思います。

それから現地の状況になってくると思います。

例えばボランティア活動をしている樹林地にちょっとした畑があったりした場合にそこも含めるのか、対象にするのかしないのか、そういうこともあると思います。

まずは自由にご意見いただければと思います。

委員

今まであった森がどうしてなくなってしまったのかという理由についても整理する必要があるのではないかと思います。

例えばよく聞く理由としては、持ち主が死亡して税金や跡継ぎの問題で売却するというのは、よく聞く話しになりますが、その樹林地が売却されてしまうリスクについても載せておく必要があるのかと思います。

委員

みどりとしての価値も大事だけれど、その樹林地の持続可能性についても評価の際には考慮した方がいいということかと思います。

委員

それと松戸市の作成している都市計画との関係も評価した方がいいと思います。

会長

事務局からコメントはありますか。

事務局

そういった台帳の中に入れるような項目については、今後の議論の対象としたい。検討の上で必要と判断したものについては、事務局で調査委託などを準備して、最終的に台帳の項目としてデータを入力できるようにしたいと思います。

委員

都市計画や事業計画も考えた上で樹林地を評価したい。

事務局

いろんな市の計画が進んでいく中には、開発のようなものも当然ありますので、その対象地になっているかというようなデータは台帳に入れる必要があるとっております。

参考にお配りしたスライドの10枚目の右側にどんな評価項目を作っていこうかという事例が載せてあります。この中でいえば、上から3つ目の項目に都市計画情報と書いてあるかと思いますが、この中に市街化区域の他に都市計画施設などの情報も入れるようなイメージとなるかと思えます。

こういった開発といったものは事業をやるとなった時に一気に進む傾向がありますので、そういった計画があるのかというような情報も評価の際に必要なかと思えます。

委員

先日の松戸市の広報に松戸駅周辺のアンケートのことが記載されていました。

詳細な内容や結果については存じ上げませんが、こちらで保全したいと考えている樹林地に対して、保全と違うベクトルの事業計画やアンケート結果が出て開発に傾いてしまうことを心配しています。

松戸市の中で他部署の進める事業等との整合はどのように取っていくのか、考えていることはありますか。

会長

今考えている樹林地の基準の議論とは直接関係してないことではありますが、松戸駅周辺についても基本的には「松戸市みどりの基本計画」に基づくと考えています。

この基本計画には、当然松戸駅の周辺の開発に対してのことも書かれていますので、今諮問されている「フォレスト・マネジメントの仕組みづくり」の施策が実行されるまでは、現行の基本計画のとおりと考えます。

なぜ「フォレスト・マネジメントの仕組みづくり」を考えるのかというと、「現在の施策・仕組みでは樹林地を保全していけない」という状況ですので、新しい仕組みを作っていこうとしているものです。

事務局

会長からもお話いただきましたが、松戸市みどりの基本計画を考えていく中で松戸駅の周辺や相模台についても調整をとりながらやっております。ですので、それぞれがその中で動くことが大前提と考えます。

それが直接樹林地の保全に繋がるかということそうではないので、樹林地の保全策について、それはそれで進んでいかなければならない部分としてとらえております。

委員

アンケートを受け取ってそれに答える市民がその辺をどこまで考えているのか。我々にとっていい結果が出る分にはいいのですが、違う結論が出た時にその部署の事業がアンケート結果に影響を受けてしまうのではないかと思います。

事務局

局地的な事業やアンケートとみどり全体の話しは別なので、部分的に重なることはあるかもしれませんが土俵が違うものと考えます。その重なる部分を整理する台帳と、そこに対しての保全年方針や施策を考えていきたいと思っています。

委員

部署間で考える方向性に違いが出てしまうのは困るのではないかと思います。

事務局

松戸市みどりの基本計画という大きな計画がございます。これは松戸市の計画となりますので、各部署の各事業はこの計画を加味して実施するものだと思います。

会長

興味深いお話しではありますが、本日の議論の筋からは離れてしまっていると思いますので、こちらは委員会ではない時に個別にお願いします。

今の一連の議論の中で大切なことがあったかと思いますが、緊急性という観点は必要だろうと思います。

近いうちに相続があるという評価なんてできないとは思いますが、調査方法や実現性は置いておきます。例えば市街化区域だと開発にさらされるとか、都市計画上で施設予定地であるとか、相続や樹林地保存の意識など、その樹林地の持続可能性や消滅リスクについての観点が重要だと思いました。

ですので、そのことについては樹林地の評価の中で、どうとらえるかという議論をしていただければと思います。

委員

樹林地の定義につきまして、面積というのは一番わかりやすくいいのかなと思います。個人的には、なるべく小さい単位で台帳が作れた方がいいと思いますので、船橋市や千葉市のように 300 m²以上をピックアップしてはどうかと思います。

委員

私も 300 m²にはどちらかという賛成なんですが、300 m²にするとどんな地図になるでしょうか。

事務局

スクリーンをご覧ください。簡単に A I で抽出をかけた暫定的なものになりますけれど、300 m²で樹林地というデータを拾った場合に、赤いハッチの部分が樹林地として抽出されません。青いハッチの部分は 300 m²未満なので、この場合は台帳に計上しないものになります。こちらのデータは 100 m²~1000 m²で複数のパターンを作っています。

委員

300 m²にこだわっているわけじゃないですけど、そうした場合に数値的には樹林地がどのくらい抽出されるのか分かりますか。

事務局

スクリーンをご覧ください。先ほどの簡単に抽出をかけたデータのものになります。100 m²以上を条件にした場合は 357 箇所 151 ha 300 m²以上とした場合は 310 箇所 150 ha となります。

委員

道路の状態などは今回のデータに反映されていますか。

事務局

こちらは航空写真から簡単に A I で樹林地を拾ったものになります。イメージとしては上空から撮影した写真を見て樹林地っぽいものを抜き出しているのですが、写真に道路が映っていれば道路として認識されますが、上空から見て道路の上に枝が出ていた場合は樹林地として道路部分もカウントされていると思います。こちらについては最終的に様々なデータを入力した上で人間の手で確認していくものになります。

委員

樹林地の定義につきまして、これから考える定義が既存の条例や規則などに影響を与える可能性があるのか。

先ほど川崎市の事例を紹介いただきましたが、最終的にこの樹林地がこういったものであって欲しいという川崎市の願いがあって設定されているのかが気になります。

資料 3 を見ると施策のために設定した定義には、かなり質的な部分も入れてきている印象がありますので、目的設定によって定義の範囲にも影響があるのかなと思います。川崎市の事例では何を目標にしていたりするのかということが分かるとヒントになるかなと思います。

事務局

まず川崎市の事例からご紹介いたします。

川崎市の樹林地については 300 m²以上で樹高 5m以上の木がある場所を樹林地として定義をしています。一方で評価に関してはまた別の軸で考えているようです。

川崎市では樹林地に対して「緑地総合評価」という基準で評点を行いまして、その結果を基に樹林地を 3 つのランクに分けています。それぞれのランクに応じた保全方針を決めて対応していて、その内容としては

1. 「特別緑地保全地区」に指定して買取ることを目指す
 2. 「緑の保全地域」の指定をする、「ふれあいの森」にする
 3. 「緑地保全協定」の締結を目指す、「保存樹木、保存樹林、保存生垣」の指定をする
- というものになっています。

評価の対象となる樹林地としては 1000 m²以上の樹林地としています。

次に樹林地の定義を松戸市で設定した場合に条例や規則に関係はしてくるのかということに関しては、既存のものはそのまま運用していきませんが、支援のメニュー次第では既存のものに手を加える修正をしたり、新しいものが必要になるということもあり得ると思います。こちらについては支援のメニュー次第になってくるかと思います。

そちらの調整等につきましては、資料 2 の下から 2 番目に行政手続きの検討と記載している部分で、メニュー支援に対して条例等の改廃を確認検討しようと思っております。

こちらは事務局の方で検討した上で、緑推進委員会に提示させていただければと思います。

会長

もう少し具体的にイメージしていけるといいと思います。

例えば、松戸市の条例で指定している「保全樹林地地区」は 300 m²以上という要件があるとか。特別緑地保全地区、自然共生サイト、優良緑地確保計画認定制度、などの実際の施策の対象となるための面積要件。もっとリアルな感覚としては、松戸市の里やまボランティアが入っている森で一番小さいものが八ヶ崎の 3400 m²くらいであるとか。

そういったものを並べていただければ、もう少し議論はしやすいかなと思います。

松戸市の樹林地の中には健全という雰囲気じゃなくて、ゴミ捨てられたりとか、荒れた竹林であったりとか、いろんな状況の場所があると思います。松戸市ではボランティア活動によって樹林地を管理して森として価値のあるものにしてきたということも考えると、これからそれを再生していくという観点もあると思います。ですので、柏市のように樹木の集団が健全とか、そういうところまで縛ってしまうと、これからの樹林地が枠から外れてしまう気がします。

そういったことを考えると、最初の樹林地台帳としてピックアップするときは幅広く取ってもいいのかなと思います。

委員

仮に集団が健全という定義をしたとして、具体的には何をもちて健全という判断をするのか疑問です。抽象的な基準とした場合は具体的な判断基準が別に必要になる気がします。

会長

先ほどの委員の質問にありましたが、どういう目的で、この樹林を抽出するかで表現も変わるのかなと思います。条例とかで指定する樹林地と考えると、荒れ果てたところを指定するわけにいかないの、「健全な」という表現になると推察します。

事務局

わかりやすい言い方になるかわかりませんが、先ほど委員もおっしゃっていた目的という言葉と、今の状況や備考欄に書いてあること、こういったことは、あくまでも評価項目の方で話ができる部分であって、あとは評価軸だったり、それに対して比重をかけたというところで、おそらく目的という部分が反映されてくるのではないかと考えております。

今日は、国際航業さんも来ているので、樹林地をおさえるという部分の中で、どんなデータを取り出せるのかというところをお話いただければと思います。

国際航業

樹林地につきまして、高さとか本数とかいろいろな定義があるかと思いますが、今、松戸市の中で使えるデータ、解析できるデータとしては、固定資産税課で航空機からレーザーデータが取られています。こちらから得られるものは、樹冠の高さになります。一本一本の高さではなくて、まとまりでの木の高さというイメージになります。あと本数につきましては、針葉樹の中に広葉樹が入っていたりするので、本数という定義は厳しいのではないかと考えております。

先ほど事務局にお示しいただきました航空写真を使って、まずは範囲・面積を抽出して、それから箇所数を出しておりますので、今我々の方でお伝えできるところは面積と木の樹冠の高さについての情報はレーザーデータ・航空写真から取れるのではないかと考えていま

す。

会長

質問ありますか。

委員

現場は一切入らないで、写真だけの調査になるのか。

国際航業

現場も今回の業務の中で踏査させていただいて、現場から取れるものがどういったものがあるかというのは考えていく予定です。

一点、今回作ったデータをどう更新していくかというところもポイントになると思っています。現場から取れる情報を、いかに新しくしていくかというのは非常に難しい部分があり、慎重に考える必要があると思っています。

先ほどの航空写真やレーザーというものに関しては、松戸市の他の業務で定期的を実施しているものもありますし、世の中の技術が進んでいけば、衛星写真などいろいろな選択肢が出てくると思うので、現場で取れるものをどこまで台帳に反映するのかというのは議論の余地があると考えています。

会長

その辺りは、どのような評価するためどのような項目を取ってこなければいけないのか。空から取れるものもあれば、現場でないと取れないものもあるということになるかなと。

委員

夏と冬の航空写真で常緑樹と落葉樹について、割合はわかるものなのか。

国際航業

写真があれば判別できます。

常緑樹は冬でも緑色が残っていますし、落葉樹は落ちているので見分られると思います。一本一本について、その木が何の木なのかというのは、非常に難しい部分です。

委員

資料3について、世田谷区の状況は「樹幹」ではなく「樹冠」でいいでしょうか。

あと今の議論を受けまして、目的は評価軸でいろいろ調整できるだろうと思いました。

面積の部分で、新宿区 100 m²で、台東区 100 m²、その中で板橋区は 300 m²であり、最小値をどこに取るかということと、状況については、今のデータの集計を考えると樹冠の一定程度の

まとまりにするのが現実的なのかと思います。川崎市のように細かくなると、データを追うのが大変だと思います。

事務局

資料3につきましては「樹冠」となります。

委員

例えばでき上がったデータベースを照会するときに、二文字くらいのキーワードで、索引することはできますか。この文言に該当する森すべてを画面に出すということはできますか。

会長

例えば、300㎡以上をピックアップしてくれとか、落葉樹が入っているやつをピックアップしてくれとか、データベースができて現地も含めれば接道しているものをピックアップしてくれとか、そういう検索ができるかということですね。

国際航業

そういう条件が入ったデータベースをつくれれば、条件から抽出はできます。

まず、我々が作業で使っているのはGISという地図を重ねてデジタルデータで管理するソフトウェアですが、そこでは条件で抜き出すことはできます。

松戸市がこれからデータをどういう入れ物に入れて管理していくか、これからの議論だとは思いますが、「検索ができるという要件」をシステム構築するときに入れることで、実現できると思います。

会長

他のデータと重ね合わせれば、傾斜がどのくらい以上の樹林地出すとか、駅からどのくらいの樹林地出すとかができるのですね。

委員

いただいたデータの98haの中にある樹林地をどうするかという議論でしょうか。

事務局

スライド11の円グラフにある数値のことかと思います。

この98haというのは、あくまで課税台帳上の数値です。今回考えていきたいのは、松戸市なりの樹林地の定義を作って、それは何haになるのかというところからやり直したいと思います。

委員

フォレスト・マネジメントと冒頭に書いてあります。気候変動でありますとか、そういった視点で、トータルの「樹林地」というものについて、まず候補になり得るものを全て抽出して、そこから条件をつけて除外していくのか。100 m²、200 m²、300 m²といった先ほどのデータでシミュレーションした上で、トータルどれぐらいを目途にするかという議論でしょうか。

事務局

例えば100 m²以上を台帳として抽出して、その中から施策の対象となるもの、例えば条例等で助成金を出すのは300 m²にしよう、500 m²にしようというようなことになると思います。100 m²で抽出したら樹林地が200ha出てきたとして、全てを対象とすると施策の内容は薄いものになってしまう恐れがあります。施策の対象は300 m²以上にしましょうということにした場合には、300 m²の樹林地が保全の目標値になる。

目的としては、限られた予算を再配分して、支えが必要な樹林地に必要な支援がいきわたって、結果として樹林地が適切に保全されていくイメージです。

委員

会長が言っている樹林地の定義というのは、データベースを作成するためのものということですね。

会長

はい。

委員

事務局が言われた樹林地というのは、最終的に行政的な手当をする樹林地という意味合いでいいでしょうか。

会長

例えば100 m²でデータベースを作っておいて、「手当をするのはどこ」というのを決めるときに、面積要件が入ってきて「300 m²以上は広いから、ここは手当をしよう」という施策の対象としてピックアップされるかもしれない。元となるデータについても300 m²ぐらいで台帳を作るのか、もう少し小さめに取るのか、皆さんの意見を聞きたいと思います。

委員

100 m²というのは、かなり狭いと思いますが、調査ができるのであれば、100 m²や200 m²で調査をして、その中で手当てをする樹林地を評価していくという形が、一般の人には納得

しやすいのではないかと感じました。

会長

結構細かく抽出するということですね。

委員

可能であれば、その方がいいと思います。

委員

台帳を作った後の保全施策の話となりますが、例えば練馬区の「憩いの森」のように市民が楽しんでいけるような形の施策があるといいなと思いました。マスタープランとの兼ね合いもあると思いますが、松戸市はこういう樹林地を「憩いの森」にしますという、カテゴリーを作ったほうがいいのかなと思います。

横浜市に円海山という緑の回廊がありますが、北は「こどもの国」のあたりから三浦半島に至るまでのものです。この緑の回廊は市民活動をしているボランティア団体に依頼して生き物調査から始めております。

今回の台帳を作るにあたり、同じように「こんな生き物がいるからここも指定しよう」というような評価もあるといいと思いました。

事務局

そのようなことをいろいろと評価項目に載せていき、最終的にはその比重で、定量的な点数をつけるようなことになっていくかなと思います。

今後、樹林地を保全するためには、市の施策も必要ですが、冒頭でもお話がありました、相続などの問題がすごく重要な部分になります。それについては今回の樹林地の定義を決めることで、松戸市の樹林地を特定できます。その次の段階として、その地権者へ直接アンケートを取ります。相続や森の所有に関する認識などセンシティブなところまでアンケート調査をし、樹林地の評価項目として、踏み込んでいきたいと考えております。

会長

施策もいろいろ考えるきっかけになるかと思います。練馬区の「憩いの森制度」というものは、公開型の森になっており、市民緑地に移行していると思います。

横浜では、「市民の森」という制度があり、指定して公開していくみたいです。そういった施策のバリエーションがあることで、新しい施策が考えられるかもしれません。

評価については、気候変動や生物多様性というものも重要な切り口になります。そういう多面的な評価をどうやっていくのか、難しい問題になるかなと思います。

委員

樹林地の定義についてです。面積に関しては、データベース化する中での最小単位、規模の個数の兼ね合いで決まると思います。

状況については、地目で割り切るか、集団として一定の定義を持たせるかになると思います。現時点では、樹冠のデータがあるということなので、港区の示し方が比較的近い気がします。川崎市や世田谷区のレベルになると、一定程度継続的な調査のレベルが必要になり、「継続性の問題」を考える必要があると感じました。

地目で割り切るか、他の定義をさせるか、他の定義をさせた場合に樹木の階層性をどこまで判断するのかというのが1点あると思います。

高木層のみを範囲に含めるのか、というのも議論になるかと思うので、板橋区の場合、中低木のみでも抽出対象としているようです。

さらに、街路樹を含めるのかというところもあると思います。また、樹冠の密度と、高木層がないと樹林地と言わないか、そのあたりの議論はいかがでしょうか。

委員

継続性の問題や予算の事情による制約などを含めて、本日の議論を事務局の方で検討していただいて、次回に案を出す形にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

松戸市みどりの基本計画では樹木被覆地という項目だと思いますが、それは中木なども拾っていますか。

事務局

拾っております。

会長

松戸市みどりの基本計画の進捗度合いのモニタリングと考えると、樹木被覆地にした方がいいのかもしれませんが。

次回、樹林地台帳にピックアップしていく、樹林地の定義を決めたいと思います。

事務局

今日の議論をまとめて、次の委員会で事務局から2つか3つくらい候補を上げて、決めたいと考えています。

会長

はい。ありがとうございます。

議事3) みどりのサロン部会について

会長

次に、「みどりのサロン部会について」でございます。
説明をお願いいたします。

委員

みどりのサロン部会についてです。「緑推進委員会」の実践部隊のような形でサロン部会として活動しておりました。部会長の高橋委員が本日欠席しているため、私から説明させていただきます。

こちらがどんなことをしているかという、ひとつは「みどりのフォーラム」になります。サロン部会の準備会を9月24日に開きまして、部会活動を続けるかという議論から始まりますが、前期に「みどりのフォーラム」という形でいろんな人たち、まちづくりに関係する人たち、花壇に関係する人たち、樹木に関係する人たち、樹林地やボランティアに関係する人たち、などの様々な人たちが集まって金ヶ作という地区を歩き、その上でここでは「何々ができるね」というようなことを考えました。このようなことを、これからも続けていくかどうか、というのが1点です。

松戸市みどりの基本計画の中に、みどりのプラットフォームという図がありますが、そのプラットフォームの実現に向けて、着手可能な活動モデルを検討していくということが1点です。

ここでいうプラットフォームとは、まちづくりや里やまボランティアとして活動しているグループが重なり合うことで新しい議論や方向性が見えてくる。そういったプラットフォームをつくり出していきたいということが、前期までの議論にありました。

当委員会に逐一報告をし、「そのまま進めてください」や「少し路線を変更してください」などの意見をもらい、お互いに進めています。

金ヶ作のリニューアルプロジェクトの調査研究についても関わっております。

会長

サロン部会を続けることは前回決まっているため、本日は部員の募集ということですか。

事務局

そうです。

会長

みどりのフォーラムという形で議論する場を設けることや、プラットフォームを実現するために、具体的なプロジェクトやモデルを作っていく話など、おそらくそのモデルの1つと

してとらえられているのが、千葉大と松戸市の金ヶ作育苗圃のリニューアルプロジェクトだと思います。それを1つのきっかけにして、そのプロジェクトに関わりながら進めていくという形で進めています。

サロン部会は緑推進委員会メンバーでなくても参加できます。

緑推進委員会では、議論して終わりになるため、実際にやりたいことを部会で動かすという形で活動しています。

その部会を今年度も継続するにあたり、「ぜひ皆さん参加してください」というお声がけということです。

事務局

事務局の方から、新しい委員の皆様には部会の参加をメールでご連絡いたしますので、その際にはぜひ出席していただけたらと思います。

今決まっているのが11月17日です。

委員

あそびの森というのが資料の一番後ろに付いていますが、この第2会場で千葉大の先生方や学生さんとやるのが決まっています。

ここで去年はハーブティーや植木鉢をペイントしたりして子供たちが大喜びしたということもやりました。

活動は遊びが半分というのが実際です。みんな楽しんでますという感じでしょうか。

事務局

皆さんにお渡ししております、あそびの森 in 囲いやまというチラシですけれども、こちらは、先だって入れてしまい申し訳ありませんが、松戸市緑推進委員会を構成団体として入れさせていただいております。昨年サロン部会でみどりのフォーラムを、緑推進委員会の命を受けて開催しております。団体との繋がりでしたり、緑の関連団体とこれからどういった繋がりを持てるかといった検討にも繋がりますので、緑のプラットフォームの構築に向けて、また今年も「あそびの森 in 囲いやま」で緑推進委員会によるワークショップなどを実施させていただきたいと思っておりますが、そちらについて承認をいただければ、サロン部会の方で運営させていただきたいと思っております。

会長

「あそびの森 in 囲いやま」というイベントを囲いやまでやりますけど、第2会場は金ヶ作の育苗圃で、今千葉大がやっている研究のプロジェクトだったり、それに関わるアクティビティを行うということです。

それからツアーもやりますか。

事務局

育苗圃の中のツアーをやることは考えていますが、外の方は考えていません。

会長

はい。わかりました。

一応こういう形でやる中で、緑推進委員会の名前入れるので、来られる方は来ていただきたいと思います。

委員

これは私の近所ですが、こういう広報は見たことないです。

あさがお展の広報の時も感じましたが、一般市民の目に入るような広報の方法を考えた方がいいと思います。

委員

私は育苗圃の活動に関わっています。イベントのところに1、2行程度になることもありますが、掲載できるものは広報まつどに載せています。

会長

広報の方法については、市の広報紙に載せるとか、我々の活動に限らず何かをやるときに、どれだけ伝わっていくかということが大事だと思います。

あそびの森ということで子供とかの世代をメインターゲットにしているので、こちらは子育て団体絡みの関係を通じて配られていると思いますけど、地域の方々にはどの程度、行っているのでしょうか。

事務局

あそびの森につきましては、昨年でいうと地域新聞などのポスティングされるような民間のものに載せていたりします。広報まつどに掲載は予定していませんが、みどりと花の課の方で協力して、いろいろな市の公共施設にこのチラシを配架したりはしております。

委員

広報の順番として最初に地域の人達に認知してもらって、地域の人達が参加するような形に持っていかないと長続きしないと思います。

例えば、町会さんに配るとか、近所の幼稚園とか保育所に配って、お父さんお母さんと一緒に来てくださいますよとした方がいいのかなと思います。

会長

それは、ご意見として伺っておくということと、それを部員になって配っていただくという提案もあると思います。

事務局

広報については、みどり行政全体の課題の1つで、いろいろ綺麗なチラシを作っていて、いろいろなところにお配りしているのですが、これが目につかないというのはあるかと思えます。

松戸市から町会長の方にお配りするということも1つの手段ですけれども、町会長もたくさん松戸市から頼まれていて、これ一枚追加するだけでもかなりのご負担になることから、こちら頼みづらいところがあります。

なるべく地域新聞など、目に付く場所に掲示していきたいなと思っております。

会長

はい。ありがとうございました。

みどり関係の広報は何をするにしても課題になっています。それを踏まえてやっているということですので、逆にご協力いただくようなことも含めて考えられるかなと思います。

議事 4) 里やまボランティア入門講座について

会長

里やまボランティア入門講座について、資料の4、説明をお願いします。

事務局

資料4をご確認ください。講座全5日間のうち、2日目の10月19日の午後にポスターを用いたプレゼンテーション方式で、里やま活動団体が自分たちの森、団体を紹介するプログラムが行われます

里やま活動と深く関係する本委員会の活動と「みどりの基本計画」を紹介するため、また、本委員会が、市民が直接的に緑行政に関与できる場であることを知ってもらうため、緑推進委員会もこちらのプログラムに参加して、活動を紹介してはどうかという提案です。なお、皆様より承認が得られた場合、当日は高橋委員がプログラムに参加されます。本件について、委員会として承認をいただけますでしょうか。何卒よろしく願いいたします。

会長

里やまボランティア入門講座については、前回推進委員会にてお知らせしているところで

すが、今週の土曜日から、全5回開催します。その2回目に、森と受講者の出会いを作るポスターセッションを行いたいということでございます。

そもそも里やまボランティア入門講座は緑推進委員会の部会から立ち上げています。緑推進委員会でみどりの施策についても議論していますので、それも含め、緑推進委員会の紹介としてポスターセッションに参加するということです。

このことについていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

——承認——

緑推進委員会は緑と花のフェスティバル等に出展し、緑推進委員会の普及に努めてきました。同様に、里やまボランティア入門講座に緑推進委員として、参加していただくということで、よろしく願いいたします。

これは、みどりの基本計画の紹介といったことも含まれます。講座では、地主の方や私も話します。市役所もこれからの展望・方策等について話します。今議論しているフォレストマネジメントについてもお話しすると思います。

議事 5) その他

会長

何かありますか。

これで第2回の緑推進委員会を終わります。

——閉会——

会長

他に何かありますか。

委員

前回欠席しましたので、話が進んでいるかもしれませんが、毎回、新しい委員が加入した際に、松戸市のみどりの見学を行っていましたが、今回の開催はいかがでしょうか。

事務局

今話題に上がりました新委員を対象とした、松戸のみどりの勉強会、みどりのツアーについてです。每期新委員を対象に松戸のみどりの勉強会、みどりのツアーをおこなっております。今期についても開催を予定しております。事務局からまた改めて新委員の方にお知らせい

たしますので、ご参加いただけますようお願いいたします。

会長

新委員ではなくても良いのではないのでしょうか。

事務局

補足させていただきます。事務局だけですと心もとないので、詳しい委員にも参加をお願いしたいと思います。昔から松戸のみどりに精通されています。金ケ作育苗圃をはじめ、市内各所に、訪れたこともないみどり、森があつたりします。そういったところを歩きながら見ていただきます。また、車で移動しますので、車内ではみどりについての意見交換等をしながら半日程かけて行いたいと思いますので、新任委員以外の方にもお声掛けしますので、ご出席いただけますようお願いいたします。

会長

みどりのツアーは、期が変わるごとに恒例で開催しています。いつも、第2回目の委員会の前、夏に行っていましたが、近年、夏が過ぎても暑さが厳しく、外を歩けないような環境です。気温が落ち着いてから開催を検討していました。大分涼しくなつてまいりましたので、改めて企画いただきたいと思います。お願いします。委員ありがとうございました。

委員

9月末頃、日経経済新聞にエディブルウェイが掲載されていたのは御存じでしょうか。

事務局

日経経済新聞にも朝日新聞にも掲載されました。朝日新聞のボンマルシェに大々的に取り上げられました。

エディブルウェイプロジェクトは、食べられる景観づくりということで、みどりのメッセージブックにも掲載しております。松戸駅から千葉大学園芸学部までの道に、黒い布ポットに野菜と花が植えられています。この活動がコミュニケーションのきっかけとなつたり、景観づくりにも寄与しています。今年から松戸市との協働事業として取り組んでおります。

会長

エディブルウェイプロジェクト代表の方は、千葉大学の大学院生の時に、博士論文で「食べられる景観」として、松戸3丁目東自治会のエリア、松戸駅から千葉大学園芸学部ぐらゐの間のエリアで活動を進めながら、博士論文を書きました。実践型の研究です。代表の方は博士課程を卒業した後に、ポストドクターとして私のところに、3年ぐらゐいました。今は、千葉大学の中に予防医学センターという、予防医学の中で、まちづくりをどうしていくのか

研究する組織があり、その特別研究員として西千葉で勤務しています。食べられる景観とは、ポットに野菜や花が植えてあり、食べられる。高齢化が進み中々外に出ることが少ない中、自宅の玄関前にポットを置き、野菜を作る。それにより、その家の人は、家から出るきっかけにもなり、また、何となく緩やかなコミュニティをつなぐような役割を果たします。みどりの基本計画の表紙にもエディブルウェイのポットの絵を使用しています。

今までは個人の家の玄関先、庭先で行っていましたが、ワークショップを開催したり、なかなか大変なプロジェクトです。今年度から松戸市と協働で実施することになりました。松戸駅から千葉大学園芸学部に向かう途中にあるローソン脇の道沿いで、去年まで市が管理していたプランターがあり、そこで新たに事業を始めました。行っていただくと分かりますが、野菜と花が植えてあり、水やり表がついています。

今までは、自宅の軒先でしたが、それを公共空間に進出させました。松戸市ではそれをサポートしていきます。それが今話題になっています。

委員

質問ですが、海外の先行事例では、実際に通りすがりの人が食べられるとかいてあるのですが、いかがでしょうか。

事務局

今回の松戸3丁目ローソン脇の道に置いている11基のプランターについては、水やりなどの作業に参加した方は、野菜を収穫し持ち帰っていただくことができます。すべて収穫せず、次の人のことも考え収穫してもらいます。というような仕組みです。

会長

話が逸れますが、私の研究室でも、常盤平団地で、コミュニティスペースに大葉が植えてあり、持ち帰れるようにしています。それは、学生がおばあさんから聞いた話の中に、大葉を1~2枚使いたいが、買うには多すぎるという話がありました。数枚収穫して持ち帰ることができます。そのような試みをしています。

日本ではエディブルランドスケープの概念は20年ぐらい前に入ってきたのですが、やっと何となく実現しつつあると感じます。食べられるということが大事なので、横浜市では、公園の中に食べられる場所を作ることが流行っています。

富山市の街区公園では、そのような事業の中で、自治会の方が花ではなく農作物を植えてはどうか。そうすると、お土産もあるし、みんな元気が出てくる。食べることもできる。という事例もあります。公共空間に広まってきているというのが、現状です。

エディブルウェイプロジェクトは、その事業の走りですので、それを施策に取り入れたというところで、国交省でも話題になっています。

事務連絡

事務局

第3回緑推進委員会

日時：令和6年12月20日（金） 14時～16時

場所：松戸市役所 新館5階 市民サロン